

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
(1)運営に関する基準					
①	居宅介護支援	個別サービス計画の提出を求めている。	介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。 貴事業所では、個別サービス計画の取得漏れが認められた。その結果、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性についての確認が十分に行われていなかった。 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者に対しては、個別サービス計画の提出を求めること。また、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性についての確認を行うこと。	○大村市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「市条例」という。)第16条第12号	・居宅サービス計画に位置付けた介護サービス事業所に対し、個別サービス計画の提出を依頼し、居宅サービス計画との連動性等を確認してください。 ・個別サービス計画の利用者の同意が確認できない(空欄)のものを取得しているケースも確認されました。利用者の同意が確認できるものを提出するよう依頼し、保存しておいてください。
②	居宅介護支援	モニタリングについて、月1回行われていない。	介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 イ 少なくとも月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 貴事業所では、月途中に契約し新規に居宅サービス計画の作成を行った場合及び月途中に利用者が入院した場合に、月1回のモニタリングを実施した記録がない事例が確認された。 今後は、少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。また、少なくとも月に1回、モニタリングの結果を記録すること。	○市条例第16条第15号	・少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接した上で、モニタリングの結果を記録してください。 ・月途中に契約した利用者であっても、当該月(契約月)にモニタリングを行う必要があることにご注意ください。
③	居宅介護支援	医療サービスを位置付けているが、主治医の意見を確認した記録が無い。	介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。 この場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービスに係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。 貴事業所では、医療サービスを利用している事例において、主治の医師等の意見について確認ができない事例が散見された。 利用者に同意を得た上で主治の医師等の意見を求め、記録に残すこと。また、作成した居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。	○市条例第16条第21号～第23号	・居宅サービス計画に訪問看護等の医療サービスを位置付ける場合は、主治の医師等の意見を求め、記録に残してください。また、作成した居宅サービス計画を主治の医師等に交付してください。
④	居宅介護支援	福祉用具貸与を位置付けているが、利用の妥当性及び継続の必要性について検証した記録が無い。	介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。 貴事業所では、福祉用具貸与を位置付ける場合に、その利用の妥当性を検討した記録のない事例が散見された。 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。	○市条例第16条第25号	・居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、利用の妥当性を検討し、福祉用具貸与が必要な理由を記載してください。 ・居宅サービス計画の作成時だけでなく、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証し、記録に残してください。
⑤	居宅介護支援	居宅介護支援の提供に係る記録の保存期間が誤っている。	指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。 貴事業所の契約書において、「居宅サービス計画、その実施状況などに関する書類などを2年間、適正に保存します。」との記載があった。 契約書の文言を修正すること。	○市条例第32条第2項	・利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録については、「完了の日」から「5年間」保存する必要があります。

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
(2)介護報酬請求(加算・減算)に関する基準					
①	居宅介護支援	初回加算の算定に当たって、居宅サービス計画の作成を行う一連のプロセスが不十分である。	初回加算とは居宅サービス計画を新たに作成するに当たり、指定居宅介護支援を要することを評価したものであり、具体的に「新規に居宅サービス計画を作成する場合」、「要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合」又は「要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合」に加算されるものである。 貴事業所において、別の居宅介護支援事業所から実質的に引き継ぐ形となった利用者について、初回加算を算定されているが、利用者の居宅サービス計画作成の一連の流れを確認したところ、要件を満たしているとは判断するには疑義が生じる事例が散見された。 初回加算の算定要件を確認のうえ、自己点検によりその対応を整理し、対処方法について報告を求めます。	○指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日 厚生省告示第20号)別表のロ ○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第3の9	・別の居宅介護支援事業所から利用者を引き継ぐ場合、別の事業所が行ったアセスメント等の記録を流用し、アセスメント等の一連のプロセスを省略できません。別の事業所の記録は、あくまで参考としてください。